

ーURとは一 価値創造の歩み

1955  日本住宅公団

1975  宅地開発公団

1981  住宅・都市整備公団

1999  都市基盤整備公団

1974  地域振興整備公団

1955年～1980年

戦後の住宅不足解消という使命を 背負って生まれ、高度経済成長期の支えに

戦後の住宅不足解消を目的に、1955年7月に、日本住宅公団が設立されました。

1956年には賃貸住宅・分譲住宅の第1号が、翌年には公団初の市街地住宅をはじめ、大規模団地や郊外でのニュータウンの開発プロジェクトがスタート。東京や大阪等の大都市郊外に多数の団地を建設しました。

これにより、「食寝分離」という新しい住宅様式(DKスタイル)が普及したほか、ステンレス流し台や洋式トイレの採用等、戦後の生活スタイルを先導しました。

高度経済成長期には、都市部への人口集中による住宅供給不足という課題への対応のため、良好な住宅や宅地の計画的かつ大量の供給に加え、それに伴う公共・交通施設等の整備も含めた大規模な宅地開発に着手。

郊外では大規模ニュータウンの開発、都市部ではマンモス団地の建設が進められました。



大規模団地の建設
(赤羽台団地)



DKスタイルの提案
(金岡団地)



大規模ニュータウンの開発
(多摩ニュータウン)



マンモス団地の建設
(高島平団地)

1981年～2003年

「量から質」への転換と、複合的なまち づくりによる生活の安定・向上を目指して

1981年10月に、日本住宅公団と宅地開発公団が統合し、住宅・都市整備公団が設立されました。

高度経済成長期を経て、多様化する住まい方に応える質の高い居住環境の整備等、従来のベッドタウン開発から総合的な居住環境づくりが求められるようになりました。住宅主体の開発から、公園をはじめとする都市施設を備えた複合的なまちづくりへと動き始めたほか、快適な都心居住を実現するため、工場跡地等の土地利用転換による都市地域における市街地開発を推進した時代です。

また、昭和30年代建設の団地について、好立地を活かした職住近接の住宅供給、居住水準の向上等を図る観点から、建替事業に着手しました。

1995年には、阪神・淡路大震災の震災復興事業を開始し、一日も早い復興に向けて尽力しました。

1999年10月からは都市基盤整備公団として、これまでの業務を承継しつつ、土地の有効利用や都市の基盤整備へと、業務の重点を移行しました。



建替後の団地
(アーバンラフレ星ヶ丘)



都市地域における市街地開発
(大川端リバーシティ21)



都市公園の整備
(昭和記念公園)



阪神・淡路大震災からの復興支援
(HAT神戸)

2004年～

2004  独立行政法人
都市再生機構
(UR都市機構)

URミッション

人が輝く都市をめざして、美しく安全で
快適なまちをプロデュースします。

URスピリット

CS(お客様満足)を第一に、新たな価値を創造します。
創意工夫し、積極果敢にChallenge(挑戦)します。
力を結集し、Speedy(迅速)に行動します。

「人が輝く都市」の実現に向けて

2004年7月に、美しく安全で快適なまちのプロデュースをめざし、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発部門が統合し、現在の独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が発足しました。

近年の本格的な人口減少や少子高齢化の進展等に伴い、都市・まちが抱える課題やニーズが多様化するとともに、災害の激甚化・頻発化にも直面しており、それらの社会課題に対応することが急務となっています。

URは、社会課題の解決に貢献するべく、国の政策実施機関として、都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進、多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)の実現、東日本大震災からの復興に係る業務、災害からの復旧・復興支援のほか、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進等を実施しています。

これからも、URミッション(使命)で掲げる「人が輝く都市」の実現に向け、変化し続ける社会課題に挑戦し続けます。



連鎖型都市再生事業により国際競争力のあるまちへ再構築
(東京・大手町エリア)



東日本大震災からの復興支援
(宮城県女川町)



地域経済の活性化とコンパクトシティの実現
(米百俵プレイス(新潟県長岡市))



団地の新たな魅力創出
(MUJI×UR団地リノベーションプロジェクト、花見川団地(千葉県千葉市))



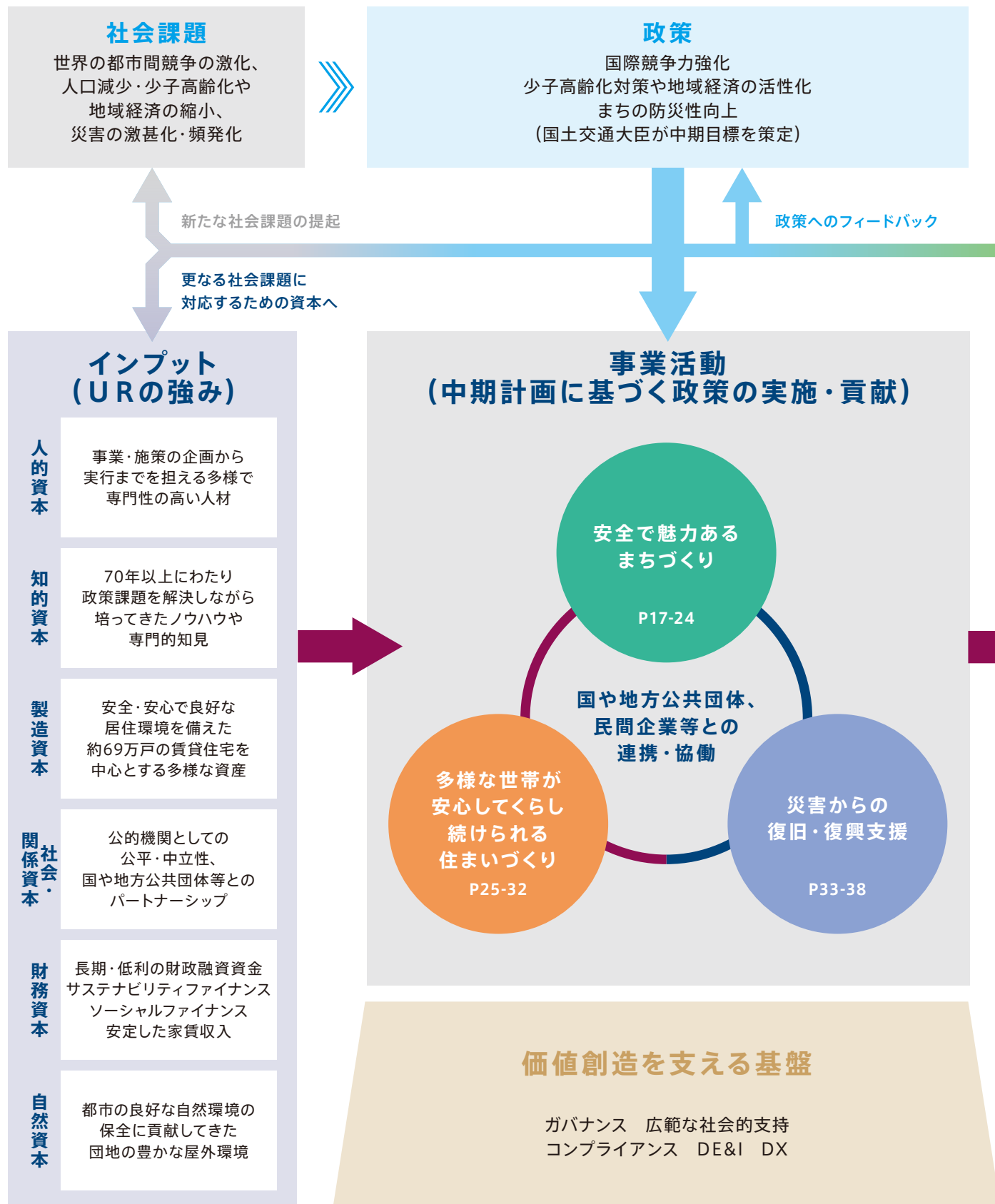
防災性向上による安全・安心なまちづくり
(うめきた公園(大阪府大阪市))



夏休みの子どもの居場所づくりによる子育て支援
(シャレール東豊中(大阪府豊中市))

ーURとはー 価値創造プロセス

URは、国の政策実施機関としてこれまで培ってきたノウハウ、専門性・人材面での強みを活かし、多様な主体との連携により、まちづくり・くらしづくりを通じて社会課題を解決し、「人が輝く都市」の実現を目指してまいります。



URミッション 人が輝く都市へ



ーURとはー
政府方針とURの役割

国の政策実施機関であるURは、独立行政法人制度における中期目標管理法として、国土交通大臣から指示された中期目標に基づき、当該目標を達成するための中期計画を作成し、同大臣の認可を受けることとされています。

令和7年度においても、これらの方針や役割を達成すべく、URの培ったノウハウ、専門性・人材面での強みを活かし、地方公共団体・大学・民間事業者等との連携のもと、取り組んでまいりました。

主な政府方針

都市再生基本方針

- ・都市の国際競争力の強化のための環境整備
- ・都市のコンパクト化の推進等
- ・災害に強いまちづくりの推進

海外社会資本事業への
我が国事業者の参入の促進を
図るための基本的な方針

- ・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進

住生活基本計画

- ・多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
- ・住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
- ・脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質なストックの形成
- ・DXの進展等に対応した新しい住まい方の実現

国土強靱化基本計画

- ・密集市街地の火災対策、津波に強いまちづくりの促進

中期目標・中期計画の項目

都市再生

- 1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進
- 2 都市開発の海外展開支援

賃貸住宅

- 1 UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成
- 2 ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり

災害対応支援

- 1 東日本大震災からの復興に係る業務の実施
- 2 災害からの復旧・復興支援

法人の目的

国土交通省が所管する法人として設立され、「独立行政法人都市再生機構法」に基づき、業務を実施しています。

○独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

令和7年度

定量目標(令和6～10年度)

計画

実績

●コーディネート及び事業の実施地区数
330地区

280地区

292地区

●地域の医療福祉拠点化団地の形成数
70団地程度

18団地

23団地

●UR賃貸住宅が立地する地方公共団体における
居住支援協議会等との関係構築数
計40件程度

25件

32件

●地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数
250件程度

50件

79件

●UR賃貸住宅ストックの省エネ改修による
年間のCO₂削減効果量
累計10,000トン

2,000トン

2,365トン

●地方公共団体等における災害対応力向上に資する
人材育成の支援のための研修の提供回数
75回

20回

31回

